

三箇自第 10 号
令和元年9月11日

大東市長 東坂 浩一 様

三箇自治会
区長 岡崎 信久

公印

令和元年度大東市に対する要望

初秋の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は三箇地区の発展と住民福祉の向上に何かとご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当地区では「三箇に住んでよかった」と思われるよりよい街づくりを目指し日々活動しておりますが、多くの課題を抱えるなか令和元年度の要望をとりまとめ提出する次第です。住民の切実な要望をご理解いただき是非とも実現くださるようお願いいたします。

なお、回答時には回答書に加えてUSBとPDFもおねがいます

記

【全般事項】

1. 市民生活部

(1) 防犯カメラの設置

新聞テレビで報道されない日がないほど、不幸な事件が増えている。事件の解決に街中に設置された防犯監視カメラの映像が、事件解決の決め手になるケースが多く報道されており、今や防犯カメラは地域の必需品となっている。このため、近隣の自治体は基礎的な施設として市の責任において市の事業として防犯カメラを設置し管理している。

行政に求められている重要な施策のひとつです。大東市においても全市的に必要な箇所について市の事業として防犯カメラの整備に努められたい。自治会等に対する防犯カメラ補助事業は、市による事業の補完的な事業として自治会等が施行するものであって、まずは市の責任において市民の安全を守るという認識のもとで防犯対策を積極的に推進されたい。

- (2) 防犯灯LED化取替事業の継続
平成23年度から平成27年度までの5か年にわたり、防犯灯LED化取替助成事行が実施されたところであるが、市の責任において早期にすべての防犯灯のLED化を完了されたい。
- (3) LED防犯灯の更新について
平成30年度要望の回答に示された「具体的な対応策」をお示しされたい。
- (4) 自治区市民会議活動補助金について
大東市全世代地域市民会議ハンドブック（令和元年度版）において、大東市自治区市民会議活動補助金交付要綱第4条第1号「ア」に規定する補助金の算定根拠について、「令和元年度からは、賛同者の数に応じて補助額を算定するよう検討しています。」と明記されているが、これは、3年前の平成28年度版にも同様の事が記載されていて、制度がスタートして2年が経過して尚、このような考えを市が持っていることに驚きを禁じ得ない。
こうした対応は、制度そのものを大きく変質させるものであり、「一人当たりの補助金額」の増減といった問題ではない。また、制度の根幹的な事項を制度のスタート時点において、また、2か年が経過した今日においても検討されていることは、現行の制度が十分に練り上げられたものではないという証でもあり、更には、コミュニティ活動、地域活動を実践する地域を軽視し、市は本当にコミュニティ活動を推進する気があるのか疑問である。
コミュニティ施策及びその活動は、制度の賛同者のための活動ではなく、地域住民全体に対するものであり、補助金の限度額の算定根拠を「賛同者の数」とすることは、コミュニティ施策とは整合しない。賛同者を把握する必要があるれば、補助金算定根拠と切り離し、別途検討を加えることが適当である。
- (5) 青色防犯パトロール活動補助金について、平成30年度要望の回答「他市の状況を調査する等研究してまいります。」でした。
具体的な内容をお示しされたい。

2. 街づくり部

(1) 市道の舗装改良

地域内の道路について、計画的に舗装改良工事を施工されたい。

(2) 道路標記の点検整備

横断歩道、車両停止線その他道路表示の点検を行い、新規または再表示の工事を実施されたい。

(3) 住道四の宮線道路改良 3 期工事の早期着工を実施されたい。

(4) 三箇第 1 公園の外周について、防草工事を実施されたい。

3. 高齢介護室

- (1) 大東三箇高齢者交流センターについて、新設から 7 年経過し、耐用年数の過ぎた A E D や備品の更新、経年劣化する箇所への対応するための予算措置をされたい。

【各町会要望事項】

1. 三箇 1 丁目

- (1) 市道住道四の宮線の舗装改良をされたい。西村橋より北の全区間の路面が荒れており、西村橋より南の区間は、補修施工済ですがあるが、損傷している箇所がみられる。
- (2) 市道江ノ口大箇線沿いの旧水路敷の修景工事において、マサファルトによる防草工事を実施されたが、その厚みが十分でないので雑草が発生している箇所が見られる。特にハナミズキの周辺に雑草が多いのでその対策をされたい。
- (3) 三箇 1 丁目 2 番 1 1 号の南側道路に水溜まりになる箇所があるので、現地調査のうえ対策をされたい。
- (4) 市道江ノ口大箇線沿いの旧水路敷の修景工事 (第 2 工事) に伴い植樹されたハナミズキの内、1 本枯れているので補植されたい。
- (5) 三箇 1 丁目 1 6 番地先の道路に、交通安全のために交差点マーク (T 字) を設置されたい。

2. 三箇3丁目

- (1) 三箇3丁目6番8号先のカーブミラーの北側が見えにくい。前の通路が坂道であるため、自転車使用時に事故発生の危険を感じるとの指摘あり、坂道上部から見える位置に変更されたい。
- (2) 三箇3丁目1番17号先のマンホール横に穴が空いているので、補修されたい。
- (3) 三箇3丁目10番と11番の間(三箇小学校前の道路)舗装が劣化しているので、補修されたい。
- (4) 三箇3丁目6番20号先と3番18号先の道路標示が消えかけているので補修されたい。

3. 三箇4丁目

- (1) 舗装改良整備
 - ①三箇4丁目3番12号先(ベストタクシー前)
 - ②三箇4丁目11番30号先から11番10号先まで
 - ③三箇4丁目16番14号先から10番28号先まで
- (2) 道路の交通安全対策
 - ①交差点マークの修復(1箇所)
 - ②車両停止線の修復(9箇所)
 - ③飛び出し注意マークの新設(2箇所)
- (3) 三箇第2公園の改良
外周植栽スペースの南東部分について、防草対策を実施されたい。

4. 三箇5丁目

- (1) 三箇5丁目5番43号先に駐車している車があり、走行時見通しが悪く危険である。駐車禁止の標識および標記をされたい。
- (2) 市道住道四の宮線に不法占拠している2軒のベランダを不公平とならない様、撤去していただきたい。また、2期工事の歩道の土盛りを平坦にされたい。

(3) 5丁目3番32号北側道路傾斜角度の改良をされたい。

(4) 三箇5丁目3番38号先道路中央部の凸凹を補修されたい。

5. 三箇6丁目南

(1) 6丁目6番22号先と隣の会所について、バキューム車による清掃を、年1回行われたい。